

FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

「法定相続情報証明制度」が始まりました

平成30年 1月号

相続した不動産の名義変更には
期限も罰則もありません。そのため
相続登記がなされないまま放置された
「所有者不明の空家空地」が社会問題化
しています。この対策として、相続登記を
簡素化し促進することを目的として、
平成29年5月



29日から「法定相続情報証明制度」が始まりました。●この制度は、法務局に亡くなった人と相続人の戸籍謄本一式と、相続関係を一覧にした図（法定相続情報一覧図）を提出すると、登記官が内容を確認したその図の写し（証明書）を交付してくれ（戸籍謄本等の原本は返却）、相続手続きの際にこの証明書を戸籍謄本の束の代わりとすることができるというものです。●これまで、不動産や金融機関が複数である場合に同時に相続手続きするには、その数だけ手間と費用をかけ戸籍謄本等一式の束を揃える必要がありました。●この証明書は必要な数だけ無料で交付されますので、負担無く同時に複数の名義変更手続きが可能となります（相続割合が法定相続分と異なる場合には、他に遺産分割協議書や遺言書の添付が必要です）。全国の法務局と大手金融機関等で利用でき、現在徐々に対応する窓口が増えています。未だ相続税申告には使用できません。●この制度が始まったといっても、戸籍等の束をこれまでどおり最低1セットは取り寄せる必要があり、相続人にとって負担であることに変わりはありません。

せん。私は、終活の一環として生前にご自身で戸籍謄本を取得保管しておくことをお奨めしています（遡って取得した戸籍に有効期限は無く、いつでも相続手続きに使用できます）。●そもそも、出生から死亡までの戸籍謄本を要求されるのは、亡くなった人に隠していた実子・養子や、認知した子がいないか出生まで遡って確認し、法定相続人を確定させることにあります。従って、この確認作業を相続人に、もしかして？と思わせながらさせるのではなく、真実を知っているご自身の手で生前に取り寄せておくことをお奨めしています。●出生してから現在に至る戸籍謄本の種類には、「現戸籍」「改製原戸籍」「除籍謄本」の3種類があります。生前の現戸籍は相続登記には使えませんので、まず、現戸籍が平成6年から徐々にコンピューター化様式変更された際に、その時点で有効なことのみ転記され、元の戸籍が保存された「改製原戸籍」を取り寄せます。そして、そこに記載された「婚姻を機に親の戸籍から新たに戸籍を設けた旨の日付」を確認し、次に、親（戸籍筆頭者）の戸籍を取り寄せます。親が死亡し、且つ兄妹全員が結婚または死亡しその戸籍に誰もいない場合は「除籍謄本」として、それ以外は「戸籍謄本」を請求します。多くは、郵便による請求となりますが、殆どの市町村は申請書をHPからダウンロードできます。また相続人が兄妹である場合は、自分の戸籍だけではなく、父母それぞれが結婚する前に子（異父母兄妹）がいないか確認するため、父・母それぞれの出生から死亡までの戸籍謄本等が必要になりますので大変です。●実際の相続手続きは、取り寄せたこれらの戸籍謄本等に加え、相続人が取り寄せることになる「死亡が記載された戸籍謄本」「住民票の除票」「相続人全員の戸籍謄本」が必要です。